

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

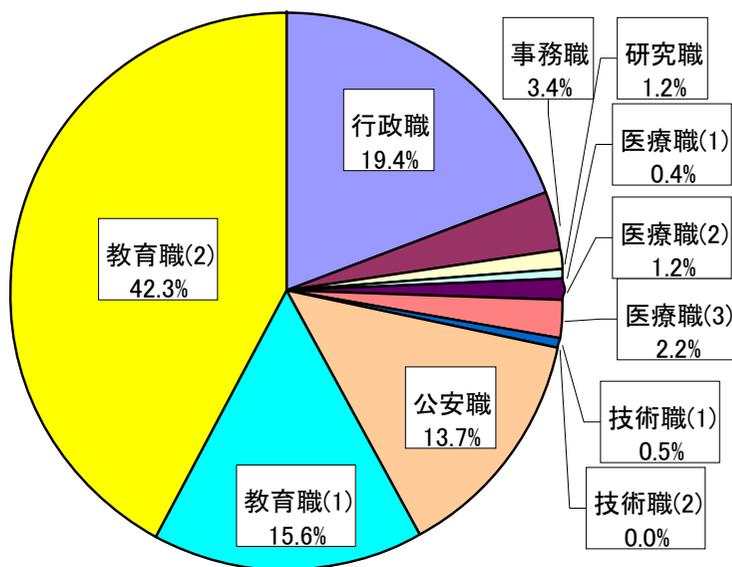
平成 23 年 10 月  
栃木県人事委員会

# 目 次

	ページ
① 給与勧告の対象職員 . . . . .	1
② 給与勧告の手順 . . . . .	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較) . . . . .	3
④ 民間給与との較差に基づく給与の改定 . . . . .	4
⑤ 本年の給与の改定 . . . . .	5
⑥ 職員(行政職員)モデル給与例 . . . . .	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係) . . . . .	7

## ① 給与勧告の対象職員

平成23年4月1日現在の給与勧告対象職員で、再任用職員及び任期付職員を除いた職員は24,010人であり、平均年齢は43.3歳である。このうち、民間給与との比較を行っている職員は、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員で平成23年4月1日付け新規学卒の採用者を除いたもの（以下「行政職員」という。）であり、5,397人（平均年齢44.1歳）、給与勧告対象職員の22.5%となっている。また、教育職給料表適用職員が給与勧告対象職員の57.9%と全体の半数以上を占めている。

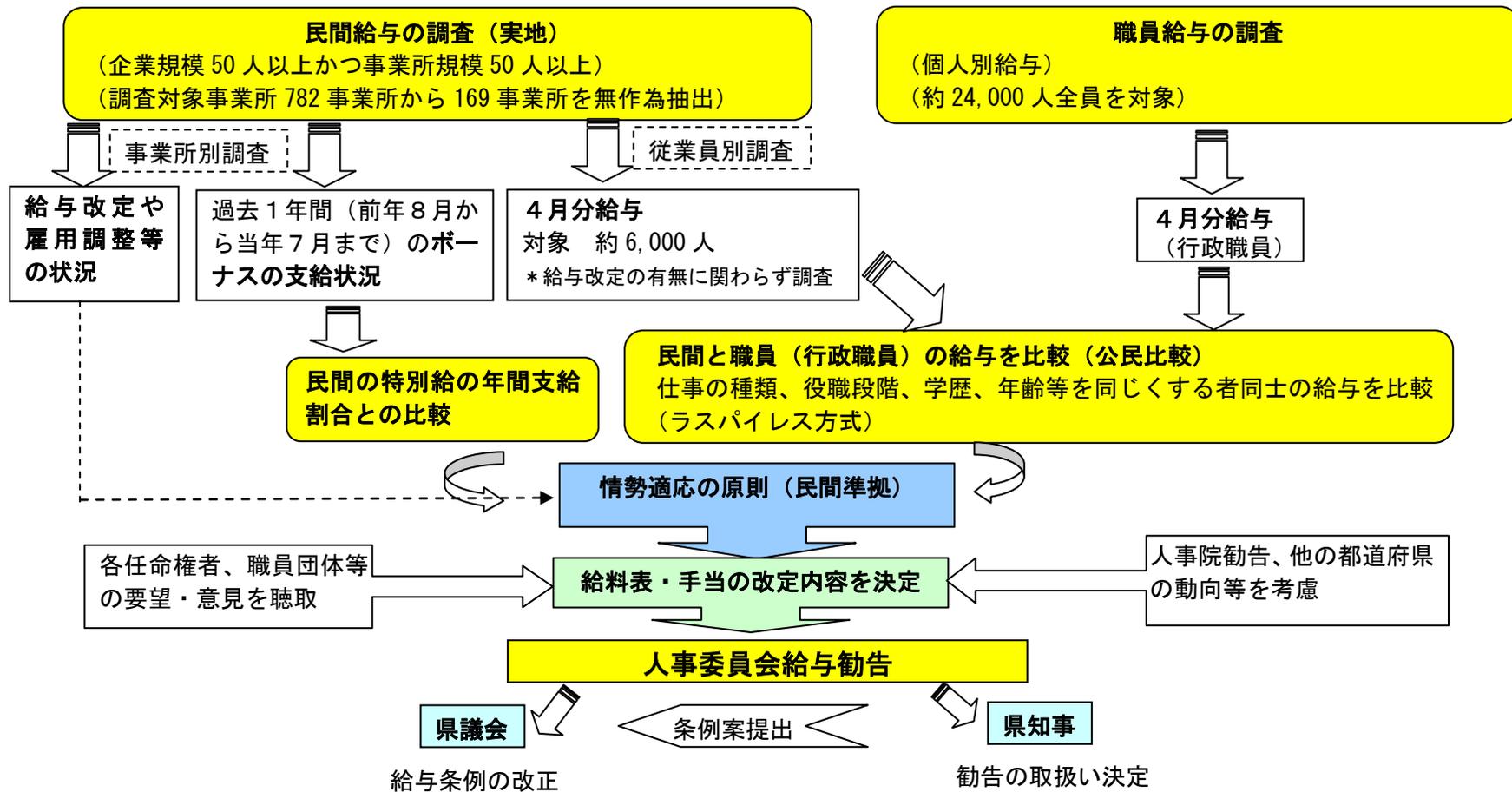


給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,647	43.5
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	822	45.2
研究職給料表	研究員	277	40.6
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	107	42.6
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士	285	40.3
医療職給料表(3)	保健師、看護師	533	37.5
技術職給料表(1)	学校栄養士	131	41.7
技術職給料表(2)	学校看護師	2	51.9
公安職給料表	警察官	3,296	38.7
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,746	44.2
教育職給料表(2)	小・中学校の教員	10,164	44.8
	計	24,010	43.3

## ② 給与勧告の手順

栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

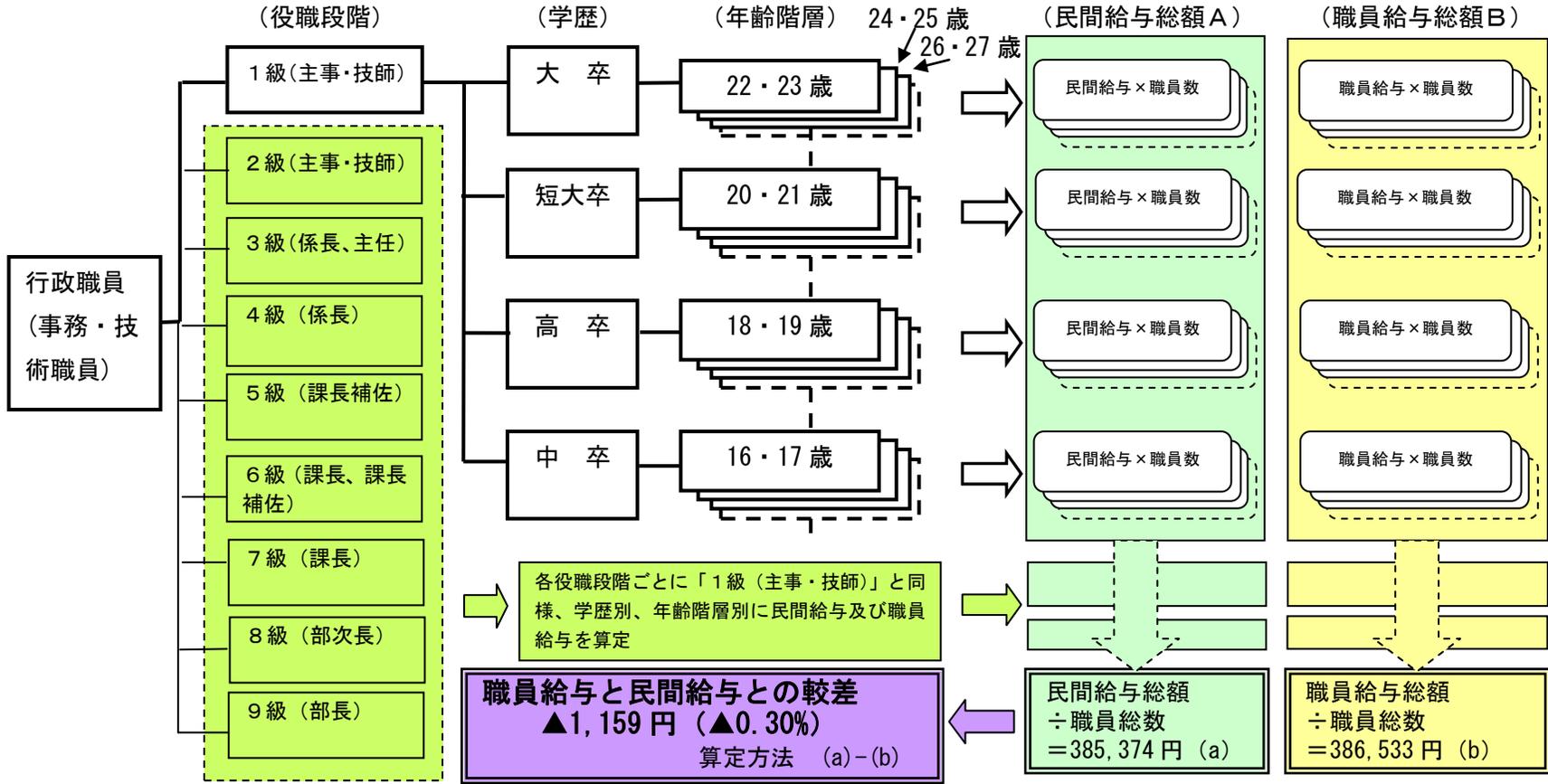
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



### ③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

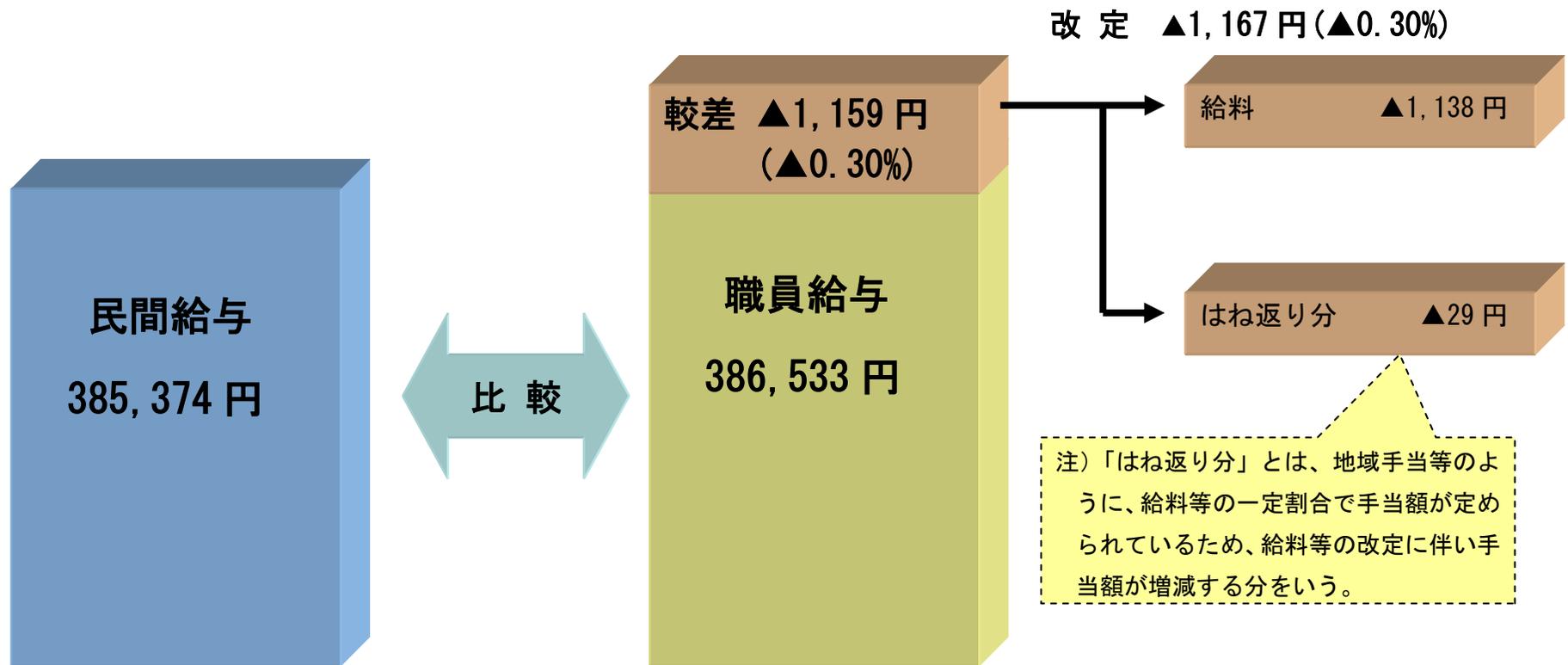
月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



#### ④ 民間給与との較差に基づく給与の改定

本年の民間給与との較差、人事院勧告の内容等を踏まえて、以下のとおり、月例給の引下げ改定を行うこととしました。



## ⑤ 本年の給与の改定

### 1 月例給

#### (1) 行政職給料表

人事院勧告に準じ、中高年齢層を対象として引下げ

#### (2) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引下げ（医療職給料表(1)等を除く。）

### 2 実施日と年間給与の調整

- この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施
- 本年は引下げ改定のため遡及改定は行わない。しかし、4月時点で職員と民間の均衡が図られる必要があるため、年間給与でみて職員と民間の均衡が図られるよう、4月から実施日の属する月の前月までの月例給及び6月期の特別給に係る較差相当分の額を12月期の期末手当で減額調整

※ このほか、若年・中堅層を対象として、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復措置を実施する。（平成24年4月1日において46歳未満の職員の昇給後の号給を1号給上位に調整）

## ⑥ 職員(行政職員)モデル給与例

(単位：円)

役 職	年 齢	家 族 構 成	勸 告 前		勸 告 後		年 間 給 与 額 の 差
			月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主 事	25 歳	独 身	210,535 (200,265)	3,358,033 (3,234,793)	210,535 (200,265)	3,358,033 (3,234,793)	0 (0)
主 任	35 歳	配 偶 者、子 1 人	321,030 (306,345)	5,152,899 (4,976,679)	321,030 (306,345)	5,152,899 (4,976,679)	0 (0)
係 長	45 歳	配 偶 者、子 2 人	412,460 (393,640)	6,695,153 (6,469,313)	410,922 (392,177)	6,670,014 (6,445,074)	▲25,139 (▲24,239)
課長補佐	50 歳	配 偶 者、子 2 人	463,710 (442,890)	7,599,241 (7,349,401)	461,865 (441,135)	7,568,720 (7,319,960)	▲30,521 (▲29,441)
課 長	55 歳	配 偶 者	550,228 (527,983)	8,703,557 (8,436,617)	547,996 (525,860)	8,666,633 (8,401,001)	▲36,924 (▲35,616)
部 長	58 歳	配 偶 者	652,109 (626,627)	10,773,648 (10,467,864)	649,572 (624,214)	10,729,028 (10,424,732)	▲44,620 (▲43,132)
行政職員平均 (44.1 歳)			386,533 (368,824)	6,252,630 (6,040,115)	385,366 (367,713)	6,233,416 (6,021,584)	▲19,214 (▲18,531)

- (注) 1 下段は、職員の給与の特例に関する条例による減額措置(全職員の給料の5%を減額)適用後の額  
 2 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、扶養手当、給料の特別調整額及び地域手当(2.5%)を基礎に算出  
 (課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(114,700円))

## ⑦ 最近の給与勧告の実施状況（行政職員関係）

職員の給与は、平成14年、平成15年及び平成17年は月例給の引下げ、また、平成11年から平成15年までが5年連続で特別給の年間支給月数の引下げとなっており、平成17年まで年間給与の減少が続いていました。平成18年から平成20年までは月例給の引上げ、平成19年は特別給の引上げ改定を行いました。昨年及び一昨年は月例給と特別給の双方について引下げ改定を行いました。

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲1.6%
平成12年	0.11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲1.1%
平成13年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16年	勧告なし(注)	4.40月	—	—	—
平成17年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%
平成21年	▲0.26%	4.15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲2.4%
平成22年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲1.6%
平成23年	▲0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%

(注) 平成16年の公民の給与較差は0.01%。水準改定以外の勧告（寒冷地手当の引下げ改定等）あり。